

税務会計上の一考察

——デイダツクシヨンを主として——

高尾 忠 男

一

いかなる企業であっても、企業自体が税務を軽視するのあまり、また税務会計知識の欠如からの結果として、倒産せし事例は今日なお各所で見受けられる事象である。

シャウプ (Curtl. S. Shoupe) (アメリカ、ロンドンピア大学教授、昭和二十五年五月来朝) を团长とする税制使節団の報告以来、税の問題、税えの関心は予期以上に大きく、クローズアップされ、これはひとり経営的立場よりする経営学者及び企業者のみならず、それは税法

的立場より、また財政学的立場から、さらにそれは特に、会計学的見地から論議されるに至ったことは周知の如くである。

かくしてシャウプ報告書にありては、税務行政（青色申告制度を含む）における会計の重要性、公認会計士制度の確立とその活用、会计学及び税法に関する教育の普及徹底等、多くの有益な示唆を経てより従来より一段と「税務会計」なる用語が、一般に普及され認められた。それはさらに課税問題の深刻化につれて最近税務会計と企業会計との問題についての関心が、益々その度を急速に加えるとともに多くの研究や批判が

行われつあつる^(註1)。その根本的に異なる点は、いつに国家財政政策及び負担の公平、強権徴税を主目的とする

二

税務会計と、企業財務の健全化(会計の保守性)、経済価値のより大なる収益を主目的とする企業会計とは、それぞれ個々の会計の本質・性格・並びにその基盤を異にするがためである。すなわち「税の会計の目指すところは、徴税のための単一の目的であるが、企業会計は税法だけに奉仕するものでなく、配当の問題、資本の充実の問題、その他諸般の考慮が複合目的として作用する關係上、一般会計原則に照し虚偽のない財務諸表であつても、税務会計上是否認の対象となることは実例の示す通りである」^(註2)したがつて兩者の間に若干の対立が生ずることは当然である。

かくの如くして税務と企業の会計關係は、なすべからざるものとなつてゐるが、税務会計上において、デダクション(Deduction)及び企業会計(Business Accounting)がいかなる観点にありて問題となりおるかについて一考察をしようとするものである。

会計の性格については、従来から、アカウンティングであるか、リポーティングであるか、この点については、いまだ議論が存在するところであるも、会計の主体が納税義務者であり、その客体を、税、主として課税標準という特定の目的を有する、いわゆる納税者税務会計の立場からいへば、その性質上それは当然リポーティングに根本重点がおかれているものと思われる。

ただアカウンティングは単にリポーティングのうらづけとなるものと考えられるにすぎないのである。そこに税務会計たるの存在意義が見出され、この点が大きな重点として存在する。すなわち「株主總會提出のため、信用目的のため、租税目的のため等、種々の目的のために異なる形式の財務表を作成する必要のある場合、それらの内容は信頼し得る会計記録に基づいて作成されたものであつて、政策の考慮のために事実の眞実なる表示をゆがめてはならない」^(註3)と示されているように、

財務諸表にはすなわち単一性が要求されている。いわば企業会計が課税のために利用される場合にありても、ある一定の政策的な考慮を財務諸表に表現することは絶対に容認されないことである。しかしてこの単一性の原則は「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならぬ」^(註5)のうらづけなくして到底考えられないことである。

財務諸表の単一性は真実なる報告の提供によって、はじめて成り立つのである。そしてなおその財務諸表が真実であり、かつ単一であるべきためには「正規の簿記の原則」に依って、すべての取引を記録、計算、整理し、それにもとづいた正確なる会計帳簿が作成されなければならない。

この如くして会計せられ、期間損益計算の成果としての当期純損益が、税務会計上の当期純損益と完全に合致され、それにもとづいて課税標準が決定され、納税額が算定せられるものであるとすれば、別に税務会

計を問題として取りあげることが全くみとめられない。それは税務会計と企業会計の区分なく「正規の簿記の原則による税務処置が、名実共に容認されることは経理にとって之は非常に大きい朗報」^(註5)であるといえるのである。実際はそれぞれの会計性を異にし、実質的にはその計算原理を異にするがため問題が存在するのである。かくて「実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当って、従わなければならない基準」^(註6)として定められた会計原則も、税務会計上においては完全に認容されない要点が実在するところに、単一性の原則が如何に強く要求されながらも、なおその単一性は、ゆがめられて種々の調整がなされて、はじめて税務上の財務表となるのである。

税務における課税標準決定上の所得計算原理は、法人にありての所得としては、法人税法においては、その第九条に「各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額を所得とす」と規定している。ここに、いわゆる総益金とは何か、また総損金とは何かの点については疑義の生ずるところである。

すなわち総益金は、丁度、全収入であり総収益であつて、総損金はまた、全支出であり総経費であるように考えられるのであるが、法人税法取扱通達五一、並びに五二に規定されているところによると、上言の如くではなく、この取扱通達にありては、総益金とは「法令に別段の定めあるものの外、資本の払込以前において純資産増加の原因となるべき一切の事実」をいい、総損金とは「法令に別段の定めあるものの外、資本の払戻又は利益の処分以外において純資産減少の原因となるべき一切の事実」と規定されている。したがって法人の課税標準決定上の所得計算原理は、この通達に示されるごとく明らかに純資産の増減（大小）の結果

にもとづいたところの当期純損益、それは課税標準の把握決定である。この所得原理を会計学的見地よりすれば、当然それは財産計算的立場にたつところのバランスシート中心の根拠であると考えられる。

さらに個人における所得としては所得税法においても、その第九条に、「その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額」と規定せられているが、所得税法に関する基本通達第一九四に規定されているところによると、「収入金額とは収入すべき金額をいい、収入すべき金額とは収入する権利の確定した金額」とされ、なお必要経費については（取扱通達第二一六）「減価償却、棚卸資産の評価方法、貸倒準備金等については特定の規定がある場合の外、総収入金額を得るに必要な経費のみに限る」と規定され、なお、所得税法第十条にその主要なものとして

- (1) 種苗、肥料の購買費
- (2) 家畜等の飼養料
- (3) 仕入品の原価

- (4) 原料品の代価
- (5) 修繕費又は賃借料
- (6) 損害保険契約による保険料
- (7) 固定資産の減価償却費
- (8) 業務用の公租公課
- (9) 使用人の給料

(10) 負債の利子その他の経費

右の如きが税務上の必要経費とされている。かかる個人における課税標準決定の原理は全く損益法に当るもので、会計学的見地よりすれば、収益と費用に適應するものであると考えられる。かくしてこの損益法は必然に損益計算的思考性にたつとし、このインカムステイトメント中心の根拠であると考えられる。

かくの如くであるが、この点について「法文から見ると所得税法では現金主義の如く読めるにかかわらず発生主義であり、しかもその収入と支出という文字を収益と損費とに読み換えるのであり、損費の計算が原価主義であると解されている。法人税法では総益金か

ら総損金の控除と云って表面上会計学上純損益の決定に関する二方法のうち、純財産比較法を採らずに損益比較法を採っている如くに見えるが、この法文の解釈として通常採られている見解は、純財産の増減比較説である。故に例えば評価にしても法人税では時価主義又は低価主義である。かように所得の計算に於て所得税が損益比較法を採り、法人税が純財産比較法を採っていることは税務会計が法律会計であつて合法性を第一原則とするが故に、かかる矛盾は堪え難い点である」^(註)との説もある。これは要するに税法上における懂着矛盾であるとともに、かつまた税務上と会計上の思想上においての根本的な問題点であると考えられる。

四

さて容認控除のディダクション(Deduction)の本質についてモントゴメリ(Montgomery)教授は「ディダクションとは、一般に法的制限規定であり。法律上のディダクションは会計学にありて用いる損益計

算上の経費とは決して同じ意味のものではない^(註8)と指

摘されているのである。このような意義をもつディダ

ククションであるがゆえに、前述のごとく企業会計が

正規の簿記の原則により、記録、計算、整理作成した

ところの財務諸表は税務会計上ある場合においては、

認容控除されることなく所得は否認され、ここに税

務会計上の問題としてのディダクションが大きくク

ローズアップされたのである。それは実に容認控除

(Deduction)という税法独自の判定思想に基因すると

いわれうる。一面においてそれは「損益の認定標準は、

これと会計学を離れて求めうるものではない^(註9)」とされ

ながら企業利益と税務利益とが合致(Matching)しな

いのは全くディダクションによるものである。

例えば所得税法の必要経費としての寄附金について

みれば、「事業者の支出する寄附金については、原則

として、これを必要経費に算入しないものとする。但

しその支出した金額で相手方、支出の理由からみて、
事実上拒絶し難いものであると認められる部分の金額

があるときは、当該部分の金額に限り、必要な経費に

算入するものとする」(所得税法に關する基本通達第

二六六)とあるごとく、それが如何にしてもその事業

者にとりては巖然真実なるものであり、当然それは必

要経費たる取引であるとしても、原則としてそれは例

外規定として、拒絶し難い場合に限り容認控除される

のであり、この是認は実に徴税者的主観性による判断

性による外はないのである。しかして当然必要経費と

して会計処理されたものが税務会計上その控除は損金

不算入となり、逆にその該当額は益金(所得)算入と

いう結果になる場合が実務上に尠くないのである。

かかる税法上の「容認控除」の根本思想が法人税法

上において特に問題となる若干の点をとりあげてみる

こととする。

(一) 寄附金

事実上当然に営業費として支出した寄附金であつて

も、ここにいう寄附金は無条件に損金と認めないこと
となっている。すなわち、次の算式の如き税法所定の

方法によって計算される限度額以内の金額に限定される。またその限度超過額は損金不算入、すなわち所得として扱われる(註¹⁰)。但し法人税法取扱、通達七二の「指定寄附金」は除外)。

$$\text{(期末資本金額+期末再評価立金)} \times \frac{\text{当認月額}}{12}$$

＝資本金額

$$\text{(資本金額} \times \frac{2.5}{100}) + \text{(所得金額} \times \frac{2.5}{100}) \times \frac{1}{2}$$

＝容認限度額

したがって寄附金は右によって算出した容認限度額を超過する金額は、期末において税務会計的立場より修正整理を行う必要が生じるのである。

(二) 修繕費

修繕費は資本的支出(改良費を含む)または収益的支出の限界について税務会計上、多くの論議を生じ、また会計学理論上の問題としても、多種の議論を存じている。すなわち、資本的支出とは一般に設備としての資産であり、またその構成のための支出であり、資産として処置され得るものに対する支出であり、さら

に収益的支出とは経営を維持しつつ、利益獲得のために使われる価值的支払で、一般的には経費といわれるものの支出であると解されているも、その実際上の区分基準は具体的には最も困難なものとされている。

税法上では修繕費として実際の支出額が計上せられてもその支出額の損金容認控除に関しては、「修繕費と資本的支出との区分は支出金額の多寡によるものではなく、その実質によって判定すべきである」(法人税法取扱通達第二三二)とあり、その区分の基準については法人税法取扱規則第十条の二に「修繕費の容認限度」として損金算入の取扱をする場合について次のことが規定せられている。

(1) 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時に於いてこれについて、通常の管理又は修理をなす場合に予測される当該固定資産の使用可能期間を延長せしめる部分に対応する金額

(2) 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時に於いてこれについて通常の管理又

は修理をなす場合に予測される支出をなした時における当該固定資産の価額を増加せしめる部分に対応する金額

要するに(1)は耐用年数の延長を、(2)は固定資産の価額の増加を意味する規定である。右のように修繕費の容認限度を規定しているが、これは修繕費と改良費の質的区分であるため極めて、抽象的な規定となつて示されている。したがつて抽象的規定であるがために企業者は、すなわち納税者の判断性により、課税当局は、徴税者の判断性により、両者間には大小の問題が生じ結局それは税務と企業の会計の解釈上の相異として、それが容認せられた場合には、こゝまた期末において税務会計的立場より修正整理を行う必要が生じるのである。

(三) 貸倒準備金

いかに貸倒準備金設定の必要が高度に要求されるか「企業活動が急速的に活潑化するにしたがつて、それは愈々信用取引の度を加え、営業上の債権となり

受取勘定となつて発生する。企業会計においても、税務会計においてもその成果の把握は期間的損益計算によつて表現される。その期間的損益計算は通常の企業にありては、いわゆる財貨または用益の販売の時点を以てその収益発生の一時点とするのであつて、すなわち現金売以外の場合にありては、掛売たると手形売であるを問わず、売価による売上の売上もしくは債権の発生(記録)を生じるのである。しかしここにおいて発生されたる債権高もしくは売上高は単に一応正確なものとして発生されたる金額であつて、この金額が絶対的に回収されるものとは限らない。——如何なる企業にありても、信用取引を行う以上ある程度の貸倒や不良貸付は完全に防止し、避けることは不可能である。殊に最近の経済界の实情を熟視するならばこれに對して、税務会計上の範囲内において最善の処理をなしおくことが必要である」(註1)

また税法自体にありても、貸倒の可能性を前提とするものであることについては、多くの議論の一致するところである。

かくて企業の不況時においては著しく、回収不能の増大、利益率の急低下等の悪化の状態下においては格段の緊要事となり、実際に合致したところの貸倒準備金の設定を必要とするものであるにもかかわらず、税法上では、右の関与的事由には全然何ら考慮せられず、ただ申訳的に次の二条件によってのみ貸倒準備金設定額に一応の限度額が設けられているにすぎない。^(註12)

(1) 売掛金貸付その他これらに準ずる債権、すなわち貸金の帳簿価額の合計額の千分の三に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二分して計算した金額と、当該事業年度の所得金額の百分の二十に相当する金額とのいずれか低い方の金額以下の金額の場合には、貸倒準備金繰入額を限度として損金えの算入を認められる。

(2) 貸倒準備金繰入の累積の最高限度は期末の債権額の帳簿価額の百分の二に相当する金額を限度とされ、それ以上は容認控除されないのである。^(註13)

これが算式は

$$\begin{aligned}
 & \text{次}(A)(B) \text{の何れか低い金額が} \text{貸倒準備金} \text{の繰入限度} \\
 & \text{期末の貸金の帳簿価額} \times \frac{3}{1000} \times \frac{\text{月数}}{12} \dots\dots (A) \\
 & \text{所得金額} \times \frac{20}{100} \dots\dots\dots (B) \\
 & \text{なお貸倒準備金の取崩額の最高額立限度は} \\
 & \text{期末の貸金の帳簿価額} \times \frac{2}{100}
 \end{aligned}$$

右の如き税法の規定範囲内においてのみ貸倒準備金を容認控除されるのであり、企業経営上不可抗力によりて発生するであろうところの当然たるべき貸倒損失(経費)として会計処理がなされた貸倒準備金であっても損金えは不算入であり、これも再び期末において税務会計的立場よりその超過額のみ修正整理を行う必要が生じるのである。

ここにおいて先述の税法上の容認控除の根本思想が法人税法上において特に問題となる寄附金、修繕費、^(註14) 貸倒準備金の三項について若干の考察を試みたのであるが、いわゆる期末において税務会計的立場より修正整理を行う必要ある項目としては、前述の三項の外に

なお九項目をあげることができる。

それは
(註15)

- (1) 株式の発行費を発生期の費用に計上し、又は繰延資産に計上して償却した場合の修正
- (2) 合併差益を悉く資本剰余金に計上した場合の修正

五

(10) 会社が月次単位で棚卸評価を行い、又は継続記録法を採用するために、棚卸資産の期末評価額が税務計算の評価額と異なる場合に、その差異が若しも多額である時の修正

- (3) 他社からの受入配当金
- (4) その他会社が収益に計上し、税法が益金に算入しない項目の修正

- (5) その他会社が損費に計上し、税法が損金に算入しない項目で社外分配とみるべき項目の修正
- (6) 前年度及びそれ以前の欠損金を繰越控除した場合の修正

- (7) 減価償却費の損金不算入の修正
- (8) 資産の評価増をして評価益を計上した場合に、時価を超える部分の修正

- (9) 減資に際しての超過払戻額即ち、減資差損は若し損金に計上した場合の修正

以上の考察をもって税務会計上の若干の問題点において、ディグクッションが如何に反映しつつあるかの本質的な理念について十分に、あとづけ得たとはいえないのであるが、要するに企業自体の立場から(企業会計)「会計原則」を如何に忠実に遵守し得たとしても、税務会計が財政々策的立場から出発し、かつ徴税的強制規定の地盤にたち、さらにディグクッションを含んでいる限りにおいては、少なからず拘束をうける宿命にあることは当然の如く考えられるのである。

ゆえに企業自体は税務会計上の観点に合致させるべく、税務会計への修正を行わなければ「会計原則」に遵った財務諸表であるとしても、それは容認控除され

ない結果を招束することは当然である。

これはまさしく「税務会計が企業会計に優先している歴然たる事象であろう。この優位への根本理念はいつにデイグククシヨンに基因せるものであると考える。

（註1） 企業会計基準審議会の「税と企業会計原則との調整に関する意見書」はその大きなものであろう。

（註2） 木村三男稿「税と企業会計」企業会計第二巻第五号 P. 53.

（註3） 企業会計原則の一般原則第七

（註4） 企業会計原則の一般原則第一

（註5） 青木倫太郎先生稿「企業会計原則」関西学院大学経済学論究第三巻 P. 339.

（註6） （企業会計原則の）企業会計原則の設定についての第二

（註7） 青木倫太郎先生稿「税務会計原則」税経通信第五巻第八号 P. 6.

（註8） H. Montgomery: "Federal Tax Hand book" 1940—41 Vol. II P. 370.

（註9） 大阪国税局直税部法人税課編「法人税法詳解」P. 78.

（註10） 法人税法第九条第三項、法人税法施行規則第七一九条

（註11） 拙稿「税務会計における貸倒準備金の繰入処理」立命館経済学第二巻第二号

（註12） 法人税法施行規則第十四条一項—5項、法人税取扱通一〇—一二

（註13） 拙稿「前掲論文」第四項、貸倒準備金の繰入処理参照。

（註14） 貸倒準備金については若干の控除拡大の調整意見が報告されている「税と企業会計原則との調整に関する意見書」

（註15） 国税庁監修「税務簿記」P. 330.